

お客様 各位

愛知信用金庫

『経営革新等支援機関』の認定について

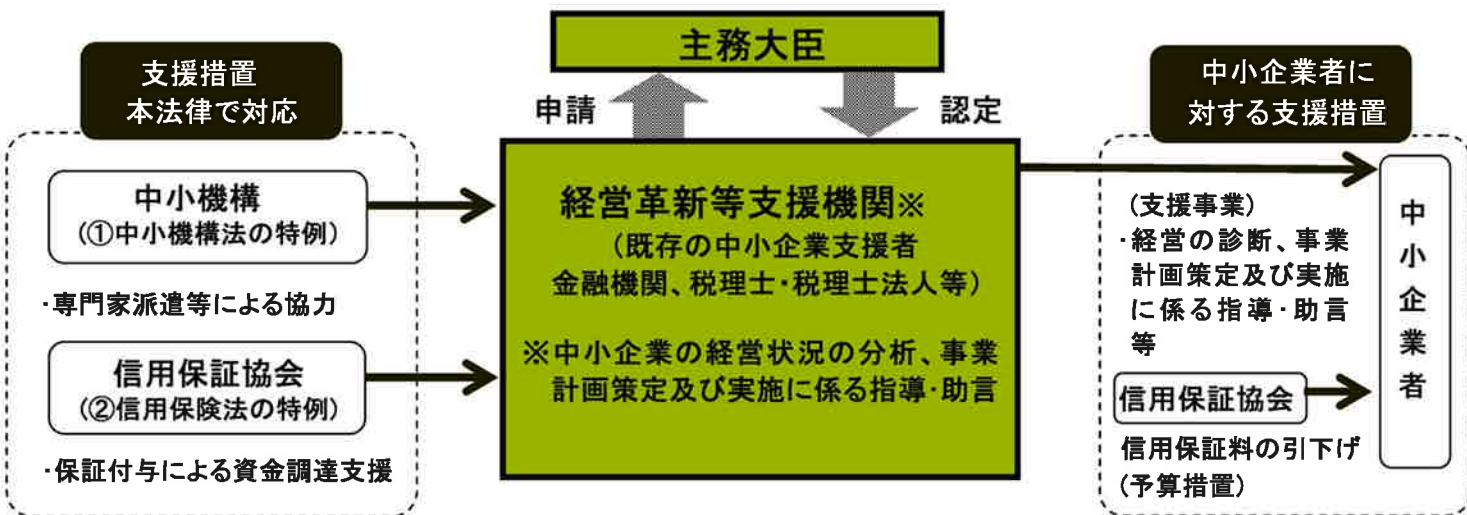
当金庫は、このたび中小企業経営力強化支援法に基づく『経営革新等支援機関』の認定を東海財務局長と中部経済産業局長より受けましたのでお知らせいたします。

『経営革新等支援機関』とは、中小企業の財務内容等の経営状況を分析し、事業計画の策定支援・実行支援を行うものです。

なお、『経営革新等支援機関』を通じた支援においては、案件によって、中小企業基盤整備機構の専門家派遣制度や、信用保証協会の経営力強化保証制度等を活用することができます。これらにより、中小企業の皆様より専門性の高い事業計画の策定・実施に係る指導・助言等が図られ、さらなる経営力の強化に向けた支援が可能となります。

『経営革新等支援機関』として、当金庫では、別添の本部および21店舗を窓口として、中小企業の皆様からの各種経営相談について積極的に対応して参ります。

『経営革新等支援機関』の概要



出典：中小企業庁「中小企業経営力強化支援法について」

応援します！あなたの街で

